令和８年第１０回総社市農業委員会総会議事録

１　開会　令和８年９月１０日（木）　午後１時３０分

２　閉会　令和８年９月１０日（木）　午後２時４１分

３　場所　総社市役所６階　会議室６０２・６０３

４　出席または欠席した農業委員

出席　１４人

１番　綾部　英男	２番　大塚　光男
３番　藤井　久美	４番　河田　健雄
５番　定井　正雄（会長）	６番　渡邉　豊
７番　秋山　陽太郎（農地担当）	８番　平田　正勝
９番　髙谷　幹晴	１０番　林　明倫
１１番　小西　忍（会長代理）	１２番　澁江　隆司
１３番　仮谷　昌典（農政担当）	１５番　若林　勤

欠席　１人

１４番　渡邊　則文

５　出席した農地利用最適化推進委員

出席　８人

石尾　弘　海野　宏道　最相　信雄　永野　直樹　薬師寺正志

大森　安男　竹内　功次　赤澤　康宏

６　職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長　前谷　学　次長　石川　浩二　主任　角田　祥

農林課

主幹　池内　良輔　係長　小林　志織　主任　山辺　大介

７　議事録署名委員

６番委員　７番委員

８　本日の議事日程

第１　議事録署名委員の指名

第２　会期の決定

第３　付議事件

議案第３５号　農地法第３条の規定による農地等の許可申請について

議案第３６号　農地法第４条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第３７号　農地法第５条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第３８号　農業経営基盤強化促進基本構想（総社市農業経営基本構想）変更に伴う意見聴取について

報告第２７号　農地法第３条の３の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第２８号　農地法第５条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第２９号　農地法第６条の規定による農地所有適格法人の報告について

第４　その他

９　付議事件及びその結果

原案どおり可決

１０　議事経過の概要

次のとおり

開会　午後１時３０分

（会長）

【開会挨拶】

（会長）

それでは，只今より令和８年第１０回総社市農業委員会総会を開会いたします。

只今の出席は，農業委員が１４名，１４番委員から欠席届が提出されております。

また，農地利用最適化推推進員の方が８名出席されています。

農業委員会等にする法律第２７条第３項に規定する在任する委員の過半数が出席しております。よって総会が成立していることを報告します。

本日の議事日程は，皆様のお手元に配布しております日程表のとおり進めてまいりますので，皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

次に，総会での注意事項について申し上げます。発言される場合は必ず挙手をし，議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

【日程第１　議事録署名委員の指名】

（会長）

日程第１，議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は，総社市農業委員会会議規則第３３条の規定により，６番委員，７番委員を指名いたします。

【日程第２　会期の決定】

（会長）

次に，日程第２，会期の決定を行います。

本総会の会期は，総社市農業委員会会議規則第５条の規定により本日１日限りと決定いたします。

【日程第３ 付議事件】

（会長）

次に，日程第３ 付議事件の審議に入ります。

秋山委員，よろしくお願いいたします。

【議案第３５号　農地法第３条の規定による農地等の許可申請について】

（農地担当）

それでは，議案第３５号，農地法第３条の規定による農地等の許可申請について議題といたします。

それでは，事務局より説明をお願いいたします。

（主任）

【議案第３５号　農地法第３条の規定による農地等の許可申請について朗読】

今回の申請件数は７件になります。

【受付番号３０番】

（農地担当）

それでは，２ページの３０番，長良の件につきまして，地元委員からの説明をお願いいたします。

（２番委員）

長良地区の申請については，永野推進委員に調査をお願いをいたしております。

（農地担当）

永野委員，お願いをいたします。

（永野委員）

申請地は，●●●●●の西側の畑になります。

今回，受人の方は新規就農になります。

申請地は，草が生えないように防草シートが設置されていました。

申請地は，５７平米メートルと小さく，野菜を作付けする予定であります。

新規就農でも問題ないと思います。

よろしくお願いいたします。

（農地担当）

事務局より，補足説明をお願をいたします。

（主任）

受人の方は，岡山市に住まわれていますが，今回，長良地内の空き家を購入するにあたり，この農地も併せて取得しようとするものです。空き家の取得後は，そこから耕作をするものであり，耕作についても特に問題ないと思います。

（農地担当）

それでは，この件につきまして，何かご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

（委員）

なし。

（農地担当）

それでは採決いたします。

３０番を許可することにご異議ありませんか。

（委員）

異議なし。

（農地担当）

異議なしと認め，３０番は許可されました。

【受付番号３１番】

（農地担当）

次に，清音三因の件につきまして，地元委員からの説明をお願いいたします。

（１５番委員）

８月３１日に４番委員と一緒に受人の方と面談を行いました。

受人の方は，現在，真壁に住まわれています。家族も増えてきて，手狭になったことから，実家近くの宅地と農地を購入する計画をされています。

受人の状況ですが，農機具，周辺地域との関係も特に問題ないと思われますので，よろしくご審議の程，お願いいたします。

（農地担当）

受人の地区であります４委員，補足がありましたらお願いをいたします。

（４番委員）

補足事項はありません

以上です。

（農地担当）

それでは，この件につきまして，何かご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

（委員）

なし。

（農地担当）

それでは採決いたします。

３１番を許可することにご異議ありませんか。

（委員）

異議なし。

（農地担当）

異議なしと認め，３１番は許可されました。

【受付番号３２番】

（農地担当）

続きまして３２番，久代の件につきまして，地元委員からの説明をお願いいたします。

（６番委員）

今回の申請ですが，●●さんが倉敷市の住所になっていますが，この案件は中古住宅を購入することにより，畑が付いてくるというものであります。

申請地は，購入する住宅のすぐ北側になります。細長い畑になります。現況は，山のような状態です。

申請地は，令和５年４月から使用貸借権を設定しています。近所の方に話を聞いたところ，●●さんは草を刈ったりして管理をしているということです。●●さんが取得されても柿や栗を植えたり，野菜ができる所ではないので山のような状態です。久代に中古住宅を購入して住まわれるので将来的にも問題ないと思います。

よろしくお願いをいたします。

（農地担当）

竹内委員，何かありましたらお願いをいたします。

（竹内委員）

６番委員の説明のとおりで，申請地は小高い丘，古墳みたいな所になりますが，問題はないとお

もいますので，審議の程，よろしくお願いいたします。

（農地担当）

それでは，この件につきまして，何かご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

（１２番委員）

一点，確認なのですが，申請地が荒れてて山がちになっていること。面積が８畝ほどあります。作付けは主に果樹をということですが，管理としては滞りなく出来そうでしょうか。面積と山がちということで，無理があるかないかの確認だけをしたいと思います。

（６番委員）

周辺は，山のような状態です。

入口とか民家の邪魔にならない所は，草刈り等で管理できると思います。

（１２番委員）

地元の方ができるということ。

分りました。

（農地担当）

他に何かご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

（委員）

なし。

（農地担当）

それでは採決いたします。

３２番を許可することにご異議ありませんか。

（委員）

異議なし。

（農地担当）

異議なしと認め，３２番は許可されました。

【受付番号３３番】

（農地担当）

続きまして３３番，秦の件につきまして，地元委員からの説明をお願いいたします。

（１３番委員）

秦●●番●，申請地は秦の土手，●●●●の土手を降りて山に向かった所にある農地になります。面積は１９７平方メートルの畑なのですが，今回，●●●に在住する●●さんから地元の●●さんへの所有権の移転申請になっています。

●●さんの自宅近くの畑と聞いています。●●さんもやる気を出していると聞いています。

詳しくは，推進委員の大森委員からお願いをいたします。

（農地担当）

大森委員，お願いいたします。

（大森委員）

１３番委員から説明があったのですが，重複するところがあるかもしれませんが，報告をいたします。

申請農地は畑で，秦●●番●，１９７平方メートルであります。

申請地は，●●●●●●●の南側に位置しています。住宅の間にある隣接した畑になります。申請地は，数年前から草が生えている農地であります。渡人の●●さんは，長年，県外に住まわれていまして，当面，帰ってこれないということであります。

受人の●●さんは，高齢であることから耕作できるのかなと思いますが，受人の方は快活な方でありまして，毎日，果樹，畑とかを耕作されている方であります。申請地は，所有している畑に隣接する農地であります。野菜とか花を増やしたいということでありました。●●さんには息子さんがいまして，岡山に住まわれていますが，定年後には帰って来るという話になっているみたいです。地元委員としましては，草が生えている状況からすると管理されてもらえるのであれば，良いのではないかと思います。

よろしくご審議をお願いいたします。

（農地担当）

この件につきまして，何かご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

（委員）

なし。

（農地担当）

それでは採決いたします。

３３番を許可することにご異議ありませんか。

（委員）

異議なし。

（農地担当）

異議なしと認め，３３番は許可されました。

【受付番号３４番】

（農地担当）

続きまして３４番，宿の件につきまして，地元委員からの説明をお願いいたします。

（９番委員）

申請地は●●●●●●，南東に約５００メートルにある農地です。

８月３１日に受人の自宅で面談をしました。

この農地は譲渡人が耕作が出来なくなったこと。資金を必要とするために売却することになりました。よって，所有権移転の申請をしたものです。

受人は地元では，古くから農業をしており農地も厳重に管理されています。この後の５条にも関係してくるのですが，娘さんが隣に駐車場をするということで，反対側の農地に野菜を作るということで，地元としては問題ない案件と考えていいますので，ご審議の程，よろしくお願いいたします。

（農地担当）

この件につきまして，何かご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

（委員）

なし。

（農地担当）

それでは採決いたします。

３４番を許可することにご異議ありませんか。

（委員）

異議なし。

（農地担当）

異議なしと認め，３４番は許可されました。

【受付番号３５番】

（農地担当）

続きまして３５番，久米の件につきまして，地元委員からの説明をお願いいたします。

（１０番委員）

調査をしていただいた海野推進委員からの説明をお願いをいたします。

（農地担当）

海野委員お願いをいたします。

（海野委員）

申請に伴う調査項目ということで，周辺地域との関係ということで，久米の●●番，●●番，●●番の農地ですが，現在，草が茂っていて管理できていない状況です。●●番，●●番は現在，稲作がされている状況です。調査項目の内容ですけれども，まとまった形で利用されている分断するような権利取得は支障がありません。また，水利調整を行っている地域への影響の有無ですが，影響はありません。農薬，減農薬の関係についても問題ありません。集落が一体となって特定の品目を生産している地域で，その品目に関わる共同防除の営農活動に支障が生ずるおそれのあることについては影響はありません。高額な賃貸で賃貸借契約で締結され，周辺地域における農地の一般的な貸借の著しい引き上げをもたらす権利取得についても支障がありません。

全体を通じて当該農地の利用見込みついては，特に支障がありません。

現地を見ても●●●のあたりで特に問題はありません。

以上です。

（農地担当）

受人が複数地区で耕作されています。

それぞれの地区の委員さんに耕作状況について，調査をしていただいています。

発言がある委員さんがいましたら，お願いをいたします。

（農地担当）

受人の住まわれいる地区，最相委員，補足がありましたらお願いたします。

（最相委員）

受人は，先月も申請されて農地を購入されています。ある所は草刈りをされていますが，購入されて日が経たないので，草が茂っている所もあります。農業をされるということなので，特に支障はないと思います。

（農地担当）

この件につきまして，何かご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

（１番委員）

受人が法人役員と記載があるのですが，法人というのは，どのような業種の法人でしょうか。

（農地担当）

事務局からお願いをいたします。

（主任）

●●●●，●●●●●をしています。

（１番委員）

ありがとうございます。

（農地担当）

他にありませんか。

（委員）

なし。

（農地担当）

それでは採決いたします。

３５番を許可することにご異議ありませんか。

（委員）

異議なし。

（農地担当）

異議なしと認め，３５番は許可されました。

【受付番号３６番】

（農地担当）

続きまして３６番，黒尾の件につきまして，地元委員からの説明をお願いいたします。

（１０番委員）

調査をしていただいた石尾推進委員から，お願いをいたします。

（農地担当）

石尾推進委員お願いをいたします。

（石尾委員）

調査項目として，周辺地域の関係については支障がありません。

当該農地の利用見込みなんですが，作付け予定作物は，父親に手伝ってもらいながら，●●●番は水稲，●●●番●は畑として利用し野菜をつくる予定です。委員の意見として，渡人は県外に住み管理できないため，所有権を移転するものです。同時に●●●番●の土地，建物を購入する予定であります。農地については，田の西側に水路があり，畑の下にパイプが通っており水の問題はありません。また，本人，家族は地区でのコミュニケーションを図り，近所に迷惑を掛けないよう努めるとのことです。

以上であります。

よろしくお願いをいたします。

（農地担当）

受人の担当地区であります，薬師寺委員から補足がありましたらお願いいたします。

（薬師寺委員）

９月１日に受人と電話にて連絡を取りました。

新規の農業ということで，日頃は受人の父親の所へ行かれて農業の手伝いをされています。住宅を購入し，それに農地が付いてくるということになっています。

問題ないと思ういますので，よろしくお願いいたします。

（農地担当）

この件につきまして，何かご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

（１３番委員）

黒尾●●●番，８６６平方メートル，田となっているのですが，水稲をつくる計画になっているのでしょうか。

（石尾委員）

購入後は，稲をする予定です。

（１３番委員）

ありがとうございます。

お父さんの農業の手伝いされていたということで，農機具等の使用については問題ないと判断を

されたのでしょうか。

（石尾委員）

はい。

（１３番委員）

ありがとうございます。

（農地担当）

１３番委員の質問に補足をさせていただきます。

父親の所有されている農機具，コンバイン，トラクター等の保有であります。

他にありませんか。

（委員）

なし。

（農地担当）

それでは採決いたします。

３６番を許可することにご異議ありませんか。

（委員）

異議なし。

（農地担当）

異議なしと認め，３６番は許可されました。

以上で，議案第３５号の審議は全て終了いたしました。

【議案第３６号　農地法第４条の規定による農地等の転用許可申請について】

（農地担当）

次に，議案第３６号，農地法第４条の規定による農地等の転用許可申請について，を議題といたします。

それでは，事務局より説明をお願いいたします。

（主任）

【議案第３６号　農地法第４条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

今回，第４条の議案は２件です。

内容につきましては，５ページをご覧ください。

農地法では，転用行為により土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合，農業用用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがある場合，その他の周辺農地に係る営農状況に支障を生ずるおそれがあると認められる場合には許可することができないとされ

ています。

このことから，提出されております被害防除計画書，土地利用計画を基に農業委員，農地利用最適化推進委員，事務局職員とで申請地の現地調査を行っております。

【受付番号７番】

（農地担当）

それでは，５ページの７番，窪木の件につきまして，現地調査の報告をお願いいたします。

（３番委員）

現地調査の報告をいたします。

９月４日に，５番委員，４番委員，最相推進委員，武田推進委員，角田事務局職員と私の６名で現地調査を行いました。午後１時から７件，約２時間程度，現地を確認しました。

７番の案件ですが，東が田，西は道路，南は是正案件でありますが倉庫が建っています。北が道路です。

以上です。

（農地担当）

それでは，地元委員からの説明をお願いいたします。

（２番委員）

調査につきましては，永野推進委員へお願いをしております。

（農地担当）

永野推進委員お願いをいたします。

（永野委員）

申請地は，●●●●●を北に入り５０メートル入った十字路を右折して，５００から６００メートル行った所を左折した所になります。

今回の申請は，是正案件で始末書も提出されていますので，問題はないと思います。

（農地担当）

是正案件でということでよろしいでしょうか。

（永野委員）

はい。

（農地担当）

是正に関する案件であります。

事務局より，補足をお願いいたします。

（主任）

農業用倉庫が既に立っていることに対する是正になります。

建物及び北側部分が車庫，軽トラックが停めれるスペースになっていますので，その部分を含め

ての是正となっています。

転用面積が２１６平方メートルで，２アールを超えているので，届出はなく許可申請になっています。

農地区分ですが，市街地化が見込まれる区域として市街地に近接する区域内にあり，おおむね１０ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで，第２種農地と判断しています。

なお，是正案件になりますので，始末書が提出されています。

以上です。

（農地担当）

この件につきまして，何かご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

（委員）

なし。

（農地担当）

それでは採決いたします。

７番を許可することにご異議ありませんか。

（委員）

異議なし。

（農地担当）

異議なしと認め，７番は許可されました。

【受付番号８番】

（農地担当）

それでは，８番，長良の件につきまして，現地調査の報告をお願いいたします。

（３番委員）

長良の件の報告をいたします。

この案件につきましては，申請地は昔あった●●●●の西側の山の麓になります。

東が宅地，西は山林，南が道路，北が自分の住宅になります。

そこの進入路の両側に車庫と物置，東側が作物が植えている状況であります。

以上です。

（農地担当）

それでは，地元委員からの説明をお願いいたします。

（２番委員）

この件につきましては，永野推進委員へお願いをしています。

よろしくお願いいたします。

（農地担当）

それでは，永野推進委員お願いをいたします。

（永野委員）

申請地は，是正案件になります。

既に始末書も提出されています。

申請地は，このような状態になって相当の期間が経過していることから，周辺農地への影響はないものと考えます。

以上であります。

（農地担当）

事務局より，補足をお願いいたします。

（主任）

申請地は，空き家となっている宅地，その宅地内に申請地であります４筆の農地があります。既に宅地の一部として利用されております。よって，是正の申請になっております。

周辺には，農地はありませんので問題はないものと考えております。

農地区分ですが，市街地化が見込まれる区域として市街地に近接する区域内にあり，おおむね１０ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで，第２種農地と判断しています。

なお，是正案件になりますので，始末書が提出されています。

以上です。

（農地担当）

この件につきまして，何かご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

（委員）

なし。

（農地担当）

それでは採決いたします。

８番を許可することにご異議ありませんか。

（委員）

異議なし。

（農地担当）

異議なしと認め，８番は許可されました。

以上で，議案第３６号の審議は終了いたしました。

【議案第３７号　農地法第５条の規定による農地等の転用許可申請について】

（農地担当）

次に議案第３７号，農地法第５条の規定による農地等の転用許可申請について，を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

（主任）

【議案第３７号　農地法第５条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

今回，第５条の議案は５件です。

内容につきましては，７ページから８ページをご覧ください。

【受付番号１７番】

（農地担当）

それでは，７ページの１７番，清音柿木の件について，現地調査の報告と地元委員の報告をお願いいたします。

（３番委員）

この案件につきましては，転用面積は５平方メートルで，農機具等の進入路として購入する予定であります。

申請地は，東が住宅，宅地，西が水路，南が道路，北が細長い畑が続いています。

進入路ですので，農地転用しても周辺農地への影響はないものと思います。

地元委員としての意見ですが，８月３１日に申請人と赤澤推進委員と３人で話をしました。

渡人と受人は親戚関係になります。受人の家に入る進入路が３メートル弱で狭いということで，用地を確保して許可になれば，宅地部分についても，そこに約３０メートルのブロックがあるのですが，そのブロックを壊して私有道路として拡幅する計画であります。自宅のすぐ前に水田があるのですが，その水田の耕作にも大きい農機具で役立てるということでしたので，進入路ということで５平方メートルですので，周りの農地への影響はないと思われますので審議をお願いいたします。

以上です。

（農地担当）

赤澤推進委員，補足がありましたらお願いいたします。

（赤澤委員）

現状の道路幅が３メートルと言われましたが，実際には２メートルです。建物とブロックの間が２メートルであります。昔であれば，そこが出入口で門があるのですが，現状は北側の道路で出入りしていて，倉庫も屋根が落ちていています。今回の申請で畑を買って道路にするということは，農業への影響については問題ないと思います。

（農地担当）

それでは，事務局より補足説明をお願いいたします。

（主任）

農地区分ですが，甲種農地，第１種農地，第２種農地，第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで，第２種農地と判断しています。

以上です。

（農地担当）

この件につきまして，何かご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

（委員）

なし。

（農地担当）

それでは採決いたします。

１７番を許可することにご異議ありませんか。

（委員）

異議なし。

（農地担当）

異議なしと認め，１７番は許可されました。

【受付番号１８番】

（農地担当）

続きまして，１８番，小寺の件について，現地調査の報告をお願いいたします。

（３番委員）

小寺の件ですが，周辺に農地等はありません。

申請地周辺は，東に住宅，西が道路，南も道路，北は住宅であります。

周辺には農地がないため，問題はないと思います。

以上です。

（農地担当）

それでは，地元委員からの説明をいたします。

（７番委員）

当該農地でありますが，●●●●，●●●●●●●●●●●●，●●がある●●●の角地にある農地であります。

現地調査の報告にもありましたように，申請地は宅地に囲まれていている状況であります。

北，東が宅地，西，南が交差点というよな状況です。現状といたしまして，年２回程度の草刈りと耕起で保全管理をしている状況であります。

農地転用ということでありますが，周辺農地がありませんので問題ないと考えております。また，既存の用水路を潰すようなこともないので影響はないものと地元として判断しております。

よろしくご審議の程，お願いをいたします。

（農地担当）

それでは，事務局より補足説明をお願いいたします。

（主任）

農地区分ですが，甲種農地，第１種農地，第２種農地，第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで，第２種農地と判断しています。

以上です。

（農地担当）

この件につきまして，何かご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

（委員）

なし。

（農地担当）

それでは採決いたします。

１８番を許可することにご異議ありませんか。

（委員）

異議なし。

（農地担当）

異議なしと認め，１８番は許可されました。

【受付番号２０番】

（農地担当）

続きまして，２０番，宿の件につきまして，現地調査の報告をお願いいたします。

（３番委員）

宿の件について報告します。

申請地は，●●●の南側になります。

現地は，東が宅地，西が道路，南が東の宅地への進入路，北が大きな農地の一部です。

これも是正案件と聞いております。

以上であります。

（農地担当）

それでは，地元委員からの説明をお願いいたします。

（９番委員）

周囲の状況については，現地調査の報告のとおりであります。

今回，駐車場にするということで，申請人は●●●を経営されていまして，東に宅地とありましたが，申請人の自宅になります。車を停めるのに不便を感じていて，西側の農地を取得するという

ことであります。

周辺農地への影響については，用水への排水等については問題ありません。駐車場のため生活雑排水はありません。雨は自然浸透です。日照・通風については，建物が１軒あるのですが，３メート未満で問題ないと思います。土砂の流出については，今までどおりなので流出は問題ないと思います。営農条件については問題ないと思いますので，よろしくご審議の程，お願いをいたします。

（農地担当）

それでは，事務局より補足説明をお願いいたします。

（主任）

該当地につきまして，委員から建物という発言がありましたが，既存の倉庫が建っている状態のことであります。かつ，駐車場用地として使用している部分につきましては，今回，是正として許可申請がされている部分になります。

当該農地の農地区分としましては，市街地化が見込まれる区域として市街地に近接する区域内にあり，おおむね１０ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで，第２種農地と判断しています。

なお，是正案件につきまして，始末書が添付されています。

（農地担当）

この件につきまして，何かご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

（委員）

なし。

（農地担当）

それでは採決いたします。

２０番を許可することにご異議ありませんか。

（委員）

異議なし。

（農地担当）

異議なしと認め，２０番は許可されました。

【受付番号２１番】

（農地担当）

続きまして，２１番，宿の件について，現地調査の報告をお願いいたします。

（３番委員）

宿の件ですが，現状は，東が道路，西が畑で桃が植えていました。南が田で水稲，北が住宅で東側道路との間に水路があります。南側に水稲を植えている田には水路があるので，家が建っても特に問題はないのかなと思っています。

以上です。

（農地担当）

それでは，地元委員からの説明をお願いいたします。

（９番委員）

申請地は，●●●●●●●●●から南に５００メートル程の所であります。

周囲の状況については，現地調査の報告のとおりであります。

用水については，問題はないと思いますし，機能は確保できると思います。

排水については，沈殿桝を設けて排水管から用水路に流すということでありますし，生活雑排水については公共下水に接続するということです。日照については，木造平屋で高さが４．２メートルのもので支障はないものと考えます。土砂の流出については，ブロック擁壁を設置し土砂の流出がないように留意するということで，周りへの営農条件への支障はないと思いますので，よろしくご審議をお願いします。

（農地担当）

それでは，事務局より補足説明をお願いいたします。

（主任）

農地区分ですが，市街地化が見込まれる区域として市街地に近接する区域内にあり，おおむね１０ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで，第２種農地と判断しています。

以上です。

（農地担当）

この件につきまして，何かご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

（委員）

なし。

（農地担当）

それでは採決いたします。

２１番を許可することにご異議ありませんか。

（委員）

異議なし。

（農地担当）

異議なしと認め，２１番は許可されました。

【受付番号１９番】

（農地担当）

次に，８ページ，１９番，窪木の件について，現地調査の報告をお願いいたします。

（３番委員）

現地調査の報告をします。

この案件につきましては，先ほどの５ページ７番の道を挟んだ西側になります。

東が道路，西が田，南が田，北に住宅があります。

その農地の一部を住宅にするということですが，特に問題はないと思います。

以上です。

（農地担当）

それでは，地元委員からの説明をお願いいたします。

（２番委員）

永野推進委員に調査をお願いしていますので，よろしくお願いいたします。

（農地担当）

永野推進委員お願いをいたします。

（永野委員）

この件は，申請人の倉庫の左側の田になります。

東が道路で西が田，南が農地，北が宅地になります。

用水等については，支障がないと思います。

農地転用することにより，周辺農地への影響はないものと思います。

以上であります。

（農地担当）

それでは，事務局より補足説明をお願いいたします。

（主任）

該当農地ですが，北側に渡人の自宅がありまして，物置の南側の農地になります。その北側，物置に接するような形で一部が転用，残地として南側の農地が残るということになります。

南側の農地の活用についても支障がないということと併せて周辺営農に対する被害防除計画としても問題がないものです。日照・通風につきましても木造平屋建ての住宅で，全高が６，６メートル程度のものであります。特段，問題がありません。

農地区分としましては，市街地化が見込まれる区域として市街地に近接する区域内にあり，おおむね１０ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで，第２種農地と判断しています。

以上です。

（農地担当）

親子関係の使用貸借ということで，よろしいでしょうか。

（主任）

はい。

（農地担当）

この件につきまして，何かご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

（委員）

なし。

（農地担当）

それでは採決いたします。

１９番を許可することにご異議ありませんか。

（委員）

異議なし。

（農地担当）

異議なしと認め，１９番は許可されました。

以上で，議案第３７号の審議は全て終了いたしました。

【議案第３８号　農業経営基盤強化促進基本構想（総社市農業経営基本構想）変更に伴う意見聴取について】

（農地担当）

次に議案第３８号，農業経営基盤強化促進基本構想（総社市農業経営基本構想）変更に伴う意見聴取について，を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

（主任）

議案の表題に一部に誤りがありますので修正をさせていただきます。

「農業経営基盤強化促進法施行規則第７条の規定により準用する同規則第２条の規定に基づき」を「農業経営基盤強化促進法第６条第４項及び同法施行規則第２条の規定に基づき」に修正をさせていただきます。

【議案第３８号　農業経営基盤強化促進基本構想（総社市農業経営基本構想）変更に伴う意見聴取について朗読】

農業経営基盤強化促進基本構想の変更について，総社市長から意見を求められています。

なお，詳細につきましては，農林課から説明をお願いいたします。

（農林課係長）

失礼いたします。

総社市農業経営基本構想の改定について，説明させていただきます。

まず，改定の経緯ですが，県が岡山県農業経営基本方針を改定するため，併せて市の状況を反映して，総社市の農業経営基本構想を改定します。なお，本構想は基本的には，認定農業者，認定新

規就農者が作成する計画の認定に係るものであり，その数値目標的なところは変わっていません。実質的には，大きな影響はないものと考えております。簡単にはなりますが改定のポイント，特に市の状況変化に応じて改定するところを説明させていただきたいと思います。

事前に配布しておりました，農業経営基本構想(案)の２ページ目をご覧ください。

２ページ目の下に，４番上のパラグラフに今後の確保すべき担い手の育成目標を１２５経営体とすると記載があります。さらに，経営管理の充実や人材確保等を促進する，法人化を促進すると記載があります。ここは，高齢化等の状況を反映して，１２５経営体として定めていることに加え，県の方針により法人化を促進するという文言を入れることになっていますので，修正させていただきました。

５ページ目に，ここにも今後，農業経営を営もうとする青年等の育成に関する目標の記載があります。アの確保，育成すべき人数の目標のところで，年間４名の当該青年等の確保を目標とすると記載があります。これまで，６名で記載していたのですが，総合計画であるとか，農業ビジョンであるとか，市の他の計画と整合性を図るために４名に修正をさせていただいております。

その下，括弧３の記載についてですが，農地の確保に関する記載で，これまでは，農業委員会や中間管理機構が農地を紹介するという記載になっていましたが，状況を反映させていただきまして，農業委員会や流動化推進員，中間管理機構が役割分担をして対応していくという書き方に変えております。

次に，１２ページをご覧ください。

１２ページは，農業を担う者の確保等の考え方について記載をさせていただいております。

大きい項目，１番の下，パラグラフの後段に農作業受委託を促進し，農業者の負担軽減を図り，担い手等による農業生産の継続支援という文言を追記させていただいております。これは，昨年，代行耕作事業をスタートした背景等を反映させての記載になっています。

最後に，１５ページをご覧ください。

大きな１番，地域計画推進事業に関する事項の括弧３の部分に，これまでは地域計画をこれから作成しますという趣旨の記載がありましたが，地域計画は既に皆様の協力を得て，令和６年に策定済ですので，今後，どのように実行するのかという記載ぶりに修正させていただいております。地域計画の達成に資するために担い手への農地の集積・集約を推進していきますという書き方に直させていただいております。

この他，法令の名称改定に伴う改定であるとか，県の方針に合わせた改定，年度等の更新を行っております。また，関係機関への意見照会を行ってる後に，県との協議がありますので，その中で追加の修正あり得ることをご了承ください。また，誤字や段落組がおかしい箇所，修正の反映不足があるところについては，軽微なものについては適宜，修正させていただきます。

以上になります。

（農地担当）

只今，農林課から説明のありました，総社市農業経営基本構想の改定に伴う件について，何かご

質疑，ご意見ございませんでしょうか。

また，この資料につきましては，事前に目を通していただいていると思いますので，よろしくお願いいたします。

（４番委員）

初めて聞くのですが，山手でセロリを作っています。これには，「セルリー」と書いているのですが，総社市は「セルリー」として通すのですか。それともどのような理由で，「セロリー」ではなく「セルリー」なのですか。

勉強不足なので，お願いをいたします。

（農地担当）

９番委員，いかがでしょうか。

（９番委員）

山手では，「セロリー」の名前でした。

文献などを見ると，「セルリー」になっています。

昔から山手は，「セロリー」で通しています。

最近では，どこも「セロリー」になっているようなので，個人的には，「セロリー」がいいのではないかと。

それについては，いいようにしていただければと思います。

（農林課係長）

営農類型のところは，記載が古い可能性もありますので，これについては，県とも相談をしてみようと思います。

（農地担当）

他にありませんか。

（２番委員）

素人なので，よく分からないのですが，総社市農業経営基本構想（案），これは，行政が一番悪いこと，決まったことをダラダラ流して，これを見て，アンダーバーでも引いてもらいたい。どこが変わって，どこが追加されたか分からない。ここが変わりましたとか，ここが追加されましたとか，アンダーバーを引いて，追加は追加したところ，案で押し通すことと一緒ですから。

（農林課係長）

申し訳ありませんでした。

次回以降，見え消しとか新旧対照表とかで作成するようにいたします。

（農地担当）

先程，説明があった要点等もありますが，それに関する質問はありませんでした。

構想(案)につきまして，原案どおり承認することでよろしいでしょうか。

（委員）

はい。

（農地担当）

それでは，原案とおり承認することといたします。

以上で，議案第３８号の審議は終了いたしました。

【報告第２７号　農地法第３条の３の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

（農地担当）

次に，報告事項に入ります。

報告第２７号について，事務局より説明をお願いいたします。

（主任）

【報告第２７号　報告書について朗読】

【報告第２８号　農地法第５条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

（農地担当）

次に，報告第２８号について，事務局より説明をお願いいたします。

（主任）

【報告第２８号　報告書について朗読】

【報告第２９号　農地法第６条の規定による農地所有適格法人の報告について】

（農地担当）

次に，報告第２９号について，事務局より説明をお願いいたします。

（主任）

【報告第２９号　報告書について朗読】

【報告事項】

（農地担当）

１８ページは，その他報告事項となっております。

以上で，本日付議された議案につきましては，全て終了いたしました。

本日許可された議案につきましては，速やかに許可書を交付するものといたします。また，開発許可等同時許可が必要なものにつきましては，同時許可といたします。

本日の許可件数は，３条関係が７件，４条関係が２件，５条関係が５件でありました。

農業経営基盤強化促進基本構想変更に伴う意見聴取について，原案とおり承認といたしました。

以上で，日程第３，付議事件の審議はすべて終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

（会長）

ありがとうございました。

【日程第４ その他】

（会長）

それでは，日程第４その他に入ります。

委員の方から，何かありませんか。

（委員）

なし。

（会長）

なければ，事務局から事務連絡をお願いいたします。

（主任）

【全国農業新聞購読料について】

【次回の現地調査について】

【次回の総会について】

【農業委員会だよりについて】

（会長）

それでは，会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

（会長代理）

【閉会挨拶】

閉会　午後２時４１分